

新型コロナウイルス感染症（災害事態宣言下での一時的例外措置の更新に関する8月6日付大統領令）

8月6日、災害事態宣言下での一時的例外措置の更新を定めた同日付大統領令第189/21号が官報に公示されたところ、概要以下のとおり。なお、変更箇所は下線のとおり。

- 本大統領令の各措置は、8月8日から9月6日まで適用（第3条）。
- 国境封鎖を維持（第7条）。
- ルアンダ州の封鎖期間は、2021年9月6日まで延長（第40条）。
（国際的な往来・出入国時の規制）
- 国際線及び国内線の定期航空便の運航は引き続き認められるも、必要最小限の便数に限る（第11条）。
- 労働査証を所持する外国人の再入国及び短期滞在査証を所持する者の入国が認められる（第7条）。
- 旅行の72時間前以内に実施するPCR検査での陰性証明及び渡航フォームの登録が出入国の条件。国外からの渡航者の当地到着後の空港における検査義務。右検査の結果、陽性者は政府指定施設に隔離（第7条、11条）。
- 封鎖対象地からの移動の際は、事前のコロナ検査の受検が条件（第8条）。
- 入国するアンゴラ人、外国人居住者等への7日間の自宅検疫義務（第12条）。
- 自宅検疫開始7日間経過後の検査での陰性を当局が確認後に検疫解除（第12条）。
- 72時間を超えない短期間の公務における渡航の場合の検疫免除（第13条）。
（その他）
- 0時から5時までの外出自粛を推奨（第5条）。
- 保健、教育、国防、治安分野の従事者のワクチン接種を推奨（第6条）。
- 無症候患者は自宅隔離。検査で陰性を確認後、自宅隔離が解除（第14条）。
- 行政サービスは8時～15時。民間セクターの活動時間は6時～17時（第17条）。
- 労働力上限を75%とする（第17条）。
- 公立及び私立の教育機関での対面の授業を維持（第18条）。
- 連盟公認競技大会の実施の許可を継続し、最大収容人数の25%までの観客の動員を許可する（第20条）。
- 屋外個人スポーツ・レジャーは、5時～20時まで実施可能。屋内ジムの再開も認める（第21条）。
- スーパー等商業施設の営業時間は、7時から20時まで（第22条）。
- レストラン等の営業時間は、6時～22時まで。収容人数は50%まで（第23条）。
- 閉鎖空間における活動及び集会は、最大収容人数の50%までとし、500人を超えては

ならない（第25条）。

●博物館、劇場、文化イベント等は50%を上限。映画館は22時まで。ナイトクラブは閉鎖を継続。カジノ及びゲームセンターは22時まで。ダンスを伴わない音楽のショーは22時まで（第26条）。

●自宅における集いは15人まで。自宅外での娯楽要素の強い集まりは禁止。公共の場での10人を超える集会の禁止（第28条、第29条）。

●感染状況に応じ、9月15日以降のビーチ、公共プール等の利用を認める。マリーンクラブ及びプレジャー・ボートの利用を許可（第34条）。

●ブラジル及びインドからのあらゆる手段による入国の一時停止を維持。ブラジルないしインドを経由する者についても入国の一時停止の対象となる。但し、いずれかの国から渡航するアンゴラ人及び外国人居住者は適用外とし、政府指定施設での経過観察を義務付ける（第41条）。